

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善（概要） ー行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんー

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：秋山收 元内閣法制局長官）に諮り、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の 3 つの保険制度の保険料に関し、同会議からの、次の①及び②について、適正な取扱いが徹底されるよう、改めて市町村及び都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に周知する必要があるとの意見を踏まえて、平成 28 年 6 月 24 日、厚生労働省にあっせんしました。

① 平成 26 年度までに賦課決定された保険料のうち減額賦課事由が生じている保険料（注 1）については、5 年程度は遡及して減額賦課され、過徴収となっている保険料が還付されなければならないこと。

② 還付加算金（注 2）の消滅時効を 5 年として適正に加算しなければならないこと。

（注）1 所得税の減額等の事由により減額賦課しなければならない保険料。過徴収となった保険料（過誤納金）については、遅滞なく納付義務者に還付しなければならない。

2 過徴収となった保険料（過誤納金）を還付する際、年 7.3% を乗じて計算した金額を加算しなければならない。

（行政相談の要旨）

① 母の後期高齢者医療の保険料について、所得税や地方税と同様に過去 5 年間分について遡及して還付してほしい。

② 保険料の還付加算金の時効は 5 年であるが、2 年と解している市がある。厚生労働省は、市町村に還付加算金の時効期間を周知する必要があるのではないか。

（注）①は島根行政評価事務所が受け付けた相談で、②は中部管区行政評価局が受け付けた相談である。

○ 3 つの保険制度の平成 26 年度までに賦課決定された保険料について減額賦課事由が生じている場合、市町村又は広域連合は、5 年間程度は遡及して減額賦課し、過徴収となっている保険料を還付する必要がある。

しかしながら、平成 27 年 8 月 1 日時点で当局が抽出した市町村及び全国の 47 の広域連合の保険料の還付について調査したところ、3 つの保険制度の保険料のいずれについても、5 年程度は遡及して減額賦課すべきところを 2 年と解して減額賦課しているところがあった（国民健康保険：14/20 市町村、後期高齢者医療：3/47 広域連合、介護保険：20/22 市町村）。

○ 3 つの保険制度のいずれにおいても、保険料の還付加算金の消滅時効を 5 年として加算しなければならない。しかし、当局が抽出調査した市町村の中には、2 年と解して加算しているところがあった（国民健康保険：9/20 市町村、後期高齢者医療：2/22 市町村、介護保険：13/22 市町村）。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の 3 つの保険制度の保険料に関し、次の措置を講ずる必要がある。

① 平成 26 年度までに賦課決定された保険料のうち減額賦課事由が生じている保険料については、いずれの市町村及び広域連合においても 5 年程度遡及して適正に減額賦課され、過徴収の保険料が還付されるよう改めて周知すること。

② 還付加算金については、いずれの市町村においても、消滅時効を 5 年として適正に加算するよう周知すること。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、3 つの保険制度の保険料に関し、i) 平成 26 年度までに賦課決定された保険料のうち減額賦課事由が生じている保険料の還付、ii) 還付加算金の加算が適正に行われることになる。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の平成 26 年度までに賦課決定された保険料

1 平成 26 年度までに賦課決定された保険料の減額賦課の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の 3 つの保険制度の平成 26 年度までに賦課決定された保険料について、減額賦課事由が生じている場合、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 17 条の 5 の規定により、地方税の税額を減少させる賦課決定が 5 年以内とされていることから、市町村及び広域連合は、5 年程度は遡及して減額賦課し、過徴収となっている保険料を納付義務者に還付する必要がある。

2 当局の調査結果

(1) 抽出した市町村又は広域連合の実態

当局が、3 つの保険制度の平成 26 年度までに賦課決定された保険料のうち、減額賦課事由が生じている保険料の減額賦課の取扱いについて、国民健康保険は 20 市町村を、介護保険は 22 市町村を抽出して、後期高齢者医療は全国の 47 広域連合全てを対象に調査した。その結果、平成 27 年 8 月 1 日時点において、3 つの保険制度いずれについても、減額賦課事由が生じている保険料について、5 年程度は遡及して減額賦課すべきところを 2 年と解して減額賦課しているところがあった（表 1 参照）。

この結果から、全国的にも、本来減額賦課されるべき保険料の減額賦課が行われず、過徴収となっている保険料が納付義務者に還付されていないところがあると考えられる。

表 1 調査した市町村及び広域連合における平成 26 年度までに賦課決定された保険料に減額賦課事由が生じている場合の減額賦課の取扱状況

(単位：団体、%)

事項	保険制度別		
	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
遡及期間を少なくとも 5 年として減額賦課	6 (30.0)	44 (93.6)	2 (9.1)
遡及期間を 2 年と解して減額賦課	14 (70.0)	3 (6.4)	20 (90.9)
計	20 (100)	47 (100)	22 (100)

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。

2 国民健康保険については、国民健康保険税としている 2 市町村を除いている。

3 平成 27 年 8 月 1 日現在の数である。

4 () は、構成比である。

(2) 遡及期間を 2 年と解して減額賦課している理由

上記(1)の減額賦課事由が生じている保険料について遡及期間を 2 年と解して減額賦課している市町村及び広域連合では、その理由について、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収等の事務を電算で処理するための既存のシステムで対応できないこと、2 年を超えて遡及して減額賦課する必要はないと認識していたこと等を挙げている（表 2 参照）。

表2 遡及期間を2年と解して減額賦課している理由

(単位：団体)

事項 保険 制度別	団体数	2年と解して減額賦課している主な理由	備考
国民健康保険	14	<ul style="list-style-type: none"> 2年を超えて遡及して減額賦課する必要はないと認識していた(14市町村)。 	<p>左記の14市町村のうち13市町村では、仮に2年を超えて遡及して減額賦課とした場合、既存の国民健康保険のシステムの改修が必要であるとしている。</p> <p>しかし、システムの改修については、その規模や経費等を含め具体的な検討は行われていない。</p>
後期高齢者医療	3	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合の既存の後期高齢者医療システムでは、対応できない(2広域連合)。 広域連合に加入する市町村のうち人口規模が大きい3市の既存の後期高齢者医療システムでは、2年を超えて遡及して減額賦課が必要な者を抽出できない(1広域連合)。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のシステムで対応しているB広域連合では、他の広域連合のシステムも同一であり、既存のシステムで対応可能であるとしている。 広域連合に加入する人口規模の大きい3市のうち2市では、広域連合から要請があれば対応したいとしている。
介護保険	20	<ul style="list-style-type: none"> 2年を超えて遡及して減額賦課する必要はないと認識していた(20市町村)。 	<p>左記の20市町村のうち19市町村では、仮に2年を超えて遡及して減額賦課とした場合、既存の介護保険のシステムの改修が必要であるとしている。</p> <p>しかし、システムの改修については、いずれも具体的な検討は行われていない。</p>

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

(3) 減額賦課事由が生じている保険料について工夫して対応している例

上記(1)の減額賦課事由が生じている保険料について、5年程度は遡及して減額賦課している市町村又は広域連合の中には、システムを改修せず既存のシステムと手作業とを組み合わせ対応している等、過徴収となっている保険料を還付するために工夫して取り組んでいる例がある(表3参照)。

表3 減額賦課事由が生じている保険料の減額賦課の取組の工夫例

事項 保険 制度別	減額賦課の取組の工夫例
国民健康保険	○ A市では、既存のシステムと手作業とを組み合わせ対応している。
後期高齢者医療	<p>① B広域連合では、既存のシステムと手作業とを組み合わせ対応している。</p> <p>② C広域連合では、減額賦課事由が生じ、減額賦課が必要な者の所得情報を提供しよう加入している市町村に要請し、市町村から得た当該情報を基に既存のシステムと手作業とを組み合わせ対応している。なお、要請を受けた市町村においても、D市では、手作業で対象者を抽出して、C広域連合に情報提供している。</p>
介護保険	<p>① E市はシステム改修により対応しているが、その改修費用は約1,400万円であった。</p> <p>② F市では、既存のシステムと手作業とを組み合わせ対応している。</p>

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

3つの保険制度の還付加算金

1 保険料の還付加算金の時効の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の3つの保険制度における還付加算金の消滅時効について、厚生労働省は、市町村からの照会に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項の規定により、5年とする解釈を示している。その際、地方税法第17条の4の規定に基づき、市町村は、還付すべき金額に年7.3%の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）を加算することとされている。

2 当局の調査結果

(1) 抽出調査した市町村における還付加算金の消滅時効の取扱い

3つの保険制度ともに、市町村は、還付加算金の消滅時効を5年として加算しなければならないが、抽出調査した市町村の中には、2年と解して加算しているところがある（表4参照）。

表4 抽出調査した市町村における還付加算金の消滅時効の取扱状況

（単位：市町村、％）

保険制度別 還付加算金の消滅時効	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
2年と解している市町村	9 (45.0)	2 (9.1)	13 (59.1)
5年としている市町村	11 (55.0)	20 (90.9)	9 (40.9)
計	20 (100)	22 (100)	22 (100)

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。
 2 平成27年8月1日現在の数である。
 3 ()は構成比である。

(2) 還付加算金の起算日適用誤り調査における還付加算金の取扱い

抽出調査した市町村は、いずれも当該市町村で自主的に還付加算金の起算日の適用の誤りについて調査（以下「起算日適用誤り調査」という。）を行っている。その結果、起算日の適用誤りがあった市町村は、国民健康保険で20市町村のうちの9市町村、後期高齢者医療で22市町村のうちの10市町村、介護保険で22市町村のうちの14市町村である。これら起算日の適用誤りがあった市町村における起算日適用誤り調査の遡及期間についてみると、本来5年遡及して調査すべきところを2年以上3年未満しか遡及して調査していないところが、国民健康保険で6市町村、後期高齢者医療で4市町村、介護保険で5市町村みられた（表5参照）。

表5 抽出調査した市町村における還付加算金の起算日適用誤り調査の実施状況

(単位：市町村、%)

事項		保険制度別		
		国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
当局が抽出調査した市町村で起算日適用誤り調査が行われた市町村		20 (100)	22 (100)	22 (100)
うち起算日の適用誤りがあった市町村		9 (45.0)	10 (45.5)	14 (63.6)
遡及して調査した期間別市町村数	2年以上3年未満	6 (30.0)	4 (18.2)	5 (22.7)
	5年以上	3 (15.0)	6 (27.3)	9 (40.9)

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。
 2 平成27年8月1日現在の数である。
 3 () は、起算日適用誤り調査が行われた市町村数に対する構成比。

資料3

関係機関の意見

(厚生労働省)

- ① 平成26年度までに賦課決定された各制度の保険料のうち減額賦課事由が生じている保険料については、5年程度遡及して減額賦課されるよう各制度の運営主体である市町村又は広域連合において、関係法令を踏まえて適切に対応いただきたいと考えている。
- ② 各制度の保険料に係る還付加算金は、5年の消滅時効にかかることとなると考えており、各制度の運営主体である市町村又は広域連合において、関係法令を踏まえて適切に対応いただきたいと考えている。

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）。

構成員は、次のとおり。

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| （座長） | 秋山 收 | 元内閣法制局長官 |
| | 江利川 毅 | 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長 |
| | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
| | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授 |
| | 高橋 滋 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長 |
| | 南 砂 | 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長 |

【参考2】

平成26年度までに賦課決定され減額賦課事由が生じている保険料について、原則5年間は遡及して減額賦課している市町村又は広域連合における2年を超えて遡及して減額賦課された実績例

(単位：件、千円)

保険 制度別	事 項 団 体	少なくとも2年を超えて減額賦課された件数及び金額		備 考
		件 数	金 額	
国民健康保険	G市	22	616	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度月別被保険者数(4.0万人) 平成27年度から遡及期間を5年として減額賦課することとし、同年8月1日現在で判明しているもの 既存の国民健康保険のシステムと手作業を組み合わせて対応
後期高齢者医療	C広域連合	351	10,695	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度月別被保険者数(28.4万人) 平成26年度から、遡及期間を5年として減額賦課することとし、20年度以降に賦課決定された保険料で2年を超えて遡及して減額賦課されたもの 後期高齢者医療のシステムと手作業を組み合わせて対応
介護保険	E市	308	8,288	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度月別被保険者数(10.6万人) 平成26年度から、遡及期間を5年として減額賦課することとし、21～24年度に賦課決定された保険料で2年を超えて遡及して減額賦課されたもの 介護保険のシステムを改修して対応

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。

2 減額賦課の状況は平成27年8月1日現在の状況。